

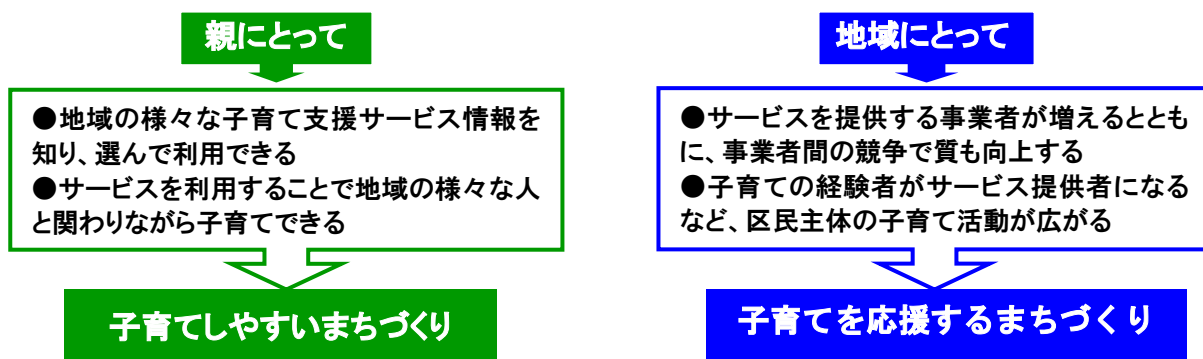
1 杉並子育て応援券事業の概要

(1) 「杉並子育て応援券」とは

杉並子育て応援券（以下、応援券という）は、「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高め、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える地域づくりを目指して実施している杉並区独自の事業です。応援券は、子育てに対する親の不安感の解消と負担感の軽減を図るために妊婦と就学前の子どものいる家庭に交付され、応援券を使って、子育て講座や子どもを預けるサービスなどの有料の子育てサービスを利用することで、子育て家庭が安心してゆとりを持って子どもを育てることを地域全体で支援するしくみです。

応援券の2つの目的

- ・子育て家庭の不安や負担を解消し、「親の子育て力を高める」
- ・まち全体で子育てを考えることで、「地域の子育て力を高める」



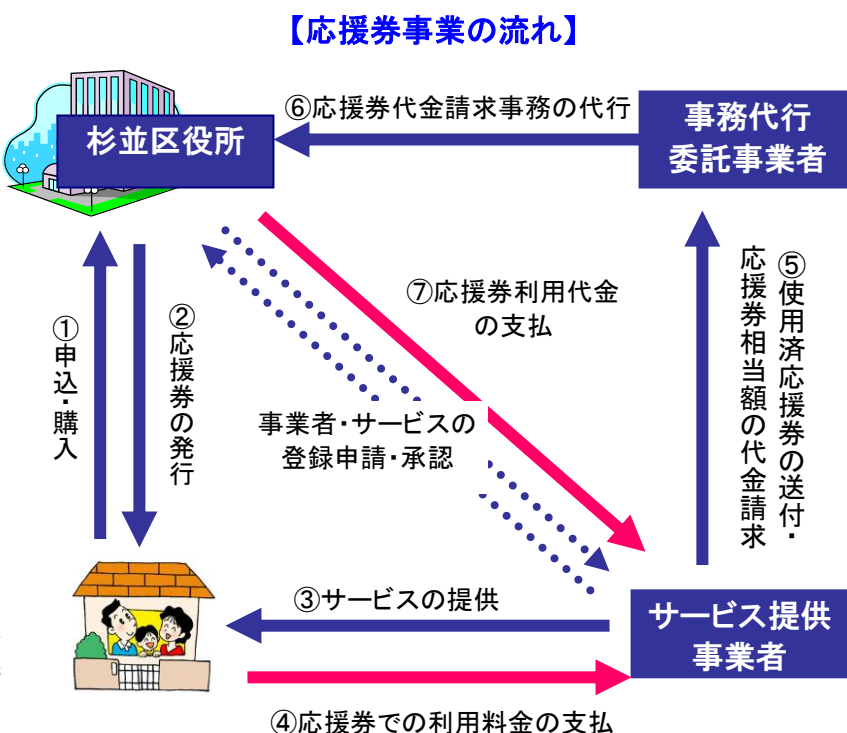
(2) 応援券のしくみ

○応援券事業として登録できるサービスは、子育て家庭が地域の中でいろいろな人と関わりながら子育てをするきっかけとなるものとしています。（登録の審査基準は区が定めています。）

○小さな団体でも、登録ガイドラインの審査基準を満たしたサービスの提供ができれば、応援券事業者として登録ができます。

○登録されたサービスの中からどのサービスを利用するかは、利用者自身が選択します。

○利用者が選んだサービスを提供した事業者には、杉並区が応援券相当分の代金を支払います。



(3) 応援券の種類と交付額(年額)

応援券は、妊婦および就学前のお子さんのいる家庭に交付します。子どもの年齢による応援券の種類や交付額は下表のとおりです。特に、日中家にいることの多い2歳以下の子どもを対象に無償の応援券を交付しています。

応援券の種類

無償の応援券 無償で交付されるものです。「ゆりかご面接」を受けた妊婦と、2歳以下の子どもと一緒に住んでいて、かつ区内に3か月以上住んでいる保護者が対象。ゆりかご券(妊婦用)、出生0歳児用、0歳児転入者・1～2歳児用があります。

有償の応援券 1万円分のサービスに利用できる応援券を1冊4千円で購入できます。年3回(7・11・3月下旬)の交付回にあわせ購入するものです。就学前の子どもがいる保護者(出生時を除く)が対象で、子ども一人あたり1年度間3冊まで購入できます。

子どもの年齢と交付額(年額)

交付対象者	① 無償応援券 の交付額	② 有償応援券の購入 (交付)上限額	①+② 応援券 最大交付額
ゆりかご面接を受けた妊婦本人	ゆりかご券 10,000円分	有償交付なし	10,000円分
令和3年4月2日～令和4年4月1日生(出生児)	出生0歳児券 30,000円分	有償交付なし	30,000円分
(多子世帯)	出生0歳児多子券 35,000円分		35,000円分
令和2年4月2日～令和3年4月1日生(0歳児)	無償交付なし	30,000円分	30,000円分
(令和3年1月1日以降転入)	0歳児券 15,000円分		45,000円分
(令和3年1月1日以降転入の多子世帯)	0歳児多子券 20,000円分		50,000円分
平成30年4月2日～令和2年4月1日生(1～2歳児)	1～2歳児無償券 15,000円分	30,000円分	45,000円分
(多子世帯)	1～2歳児多子券 20,000円分		50,000円分
平成27年4月2日～平成30年4月1日生(3～5歳児)	無償交付なし	30,000円分	30,000円分

※ 小学生以下の兄、姉が2人以上いる場合、多子世帯用の応援券を交付します。

応援券の有効期限

有効期限を過ぎた応援券を受け取った場合、区に請求することができませんので、ご注意ください。

発行年度	応援券の種類		有効期限
令和2年度	無償応援券	ゆりかご券	令和4年3月31日
		出生0歳児	令和5年3月31日
		0歳児経過措置、0歳児転入者・1～2歳児用	令和4年3月31日
令和2年度	有償応援券	0～4歳児用(出生時除く)	令和4年3月31日
		5歳児用	令和3年3月31日
令和3年度	無償応援券	ゆりかご券	令和5年3月31日
		出生0歳児	令和6年3月31日
		0歳児転入者・1～2歳児用	令和5年3月31日
	有償応援券	0～4歳児用(出生時除く)	令和5年3月31日
		5歳児用	令和4年3月31日

(4) サービス分類別の1回の利用上限額

応援券で利用できるサービスは、「杉並子育て応援券サービス提供事業者登録ガイドライン」により区が審査し、承認したサービスに限られています。サービスは下表の4つに分類されており、1回の応援券利用は以下のように上限額が決められています。応援券は、おむつやミルクなどの物品の購入や、単なる飲食での利用はできません。また、入会金や年会費、認められていない教材費などは、上限まで余裕があっても応援券で受け取ることはできません。

ゆりかご券の利用については、妊娠中は、妊婦を対象として承認された応援券サービスと、上の子（就学前の子ども）の「子どもを預けるサービス」に利用できます。なお、出産された後は、以下の上限額の考え方に沿って、生まれたお子さんの応援券として利用できます。

サービス分類	主なサービス	1回の利用上限額	兄弟姉妹の券利用		
親子地域ふれあい	親も子どもも楽しむ交流事業	「リトミック」、「ことば交流」「音を楽しむ」「ものづくり」「からだを動かす」「その他交流」	3,000円	×	
	親子の集い事業	集いのための「場」の提供			
	親子で楽しむ地域イベント	観劇・人形劇・コンサート 区内で実施される「季節のイベント・お祭り」など	6,000円 3,000円	○ 応援券対象のお子さんを含む人数×上限額の範囲で、保護者と中学生以下の兄弟姉妹の参加費として利用できます。	
親（妊婦を含む）をサポート	産前・産後の支援	妊産婦のお出かけ支援（妊産婦タクシー）	5,000円	ゆりかご券のみ ○	
		「産前・産後のからだを動かす講座」、「産前・産後の日常生活のお世話」、「訪問型・来所型産後ケアサービス（出産・母乳育児相談）」			
		宿泊型産後ケアサービス			30,000円/日 ※1
		日帰り型産後ケアサービス			15,000円
	子育て相談	「国家資格者による子育て相談」、「子育て中の親のへのカウンセリング」、「子どもの口腔ケアの健康相談とフッ素塗布※2」	5,000円		※1. 1泊2日は、2日と数えます。 ※2. フッ素塗布は対象のお子さんの応援券で利用できます。
		子どもの健康相談と小児はり	3,000円		×
家事援助	調理・洗濯・掃除等日常の家事全般の援助	5,000円	○		
子育て講座	「子育て基本講座・講演会」、「べびーふれあい講座」、「乳幼児・妊婦のための食育講座」、「その他子育てサポート講座」	3,000円	○		
子どもを預かる	特定施設での一時保育	「ひととき保育」、「子育てサポートセンターでの一時保育」、「保育施設・幼稚園などでの一時保育」「病児・病後児保育」	20,000円 ※3	○ ※3. 1回の利用上限額は、お子さんひとりあたり20,000円です。	
	イベントなどの託児サービス	コンサートなどでの託児			
	自宅での託児サービス	ベビーシッターなど			
	幼稚園での体験型保育	幼稚園の未就園児対象の保育			
その他	子どものインフルエンザ予防接種	5,000円	×		

上限額と利用例

①親子コンサート 1人 1,500円
父・母と応援券対象の子ども1人、小学生2人の計5人で参加した場合

利用料
7,500円

応援券: 12枚(6,000円分)
現金: 1,500円

親子で楽しむ地域イベントは、応援券対象の子どもが参加していれば、対象でない小学生の子どもも含めて、家族で応援券が利用できます。応援券対象者が2人の場合、利用上限額の2倍まで利用できます。

②日帰り型産後ケアサービス
1回 16,000円分を利用した場合

利用料
16,000円

応援券: 30枚(15,000円分)
現金: 1,000円

応援券の利用上限額は15,000円なので、差額は現金払いになります。

③ベビーシッター
1時間 1,500円のサービスを4時間利用した場合

利用料
6,000円

応援券: 12枚(6,000円分)
現金: 0円

応援券の利用上限額は20,000円なので、全額応援券で払えます。